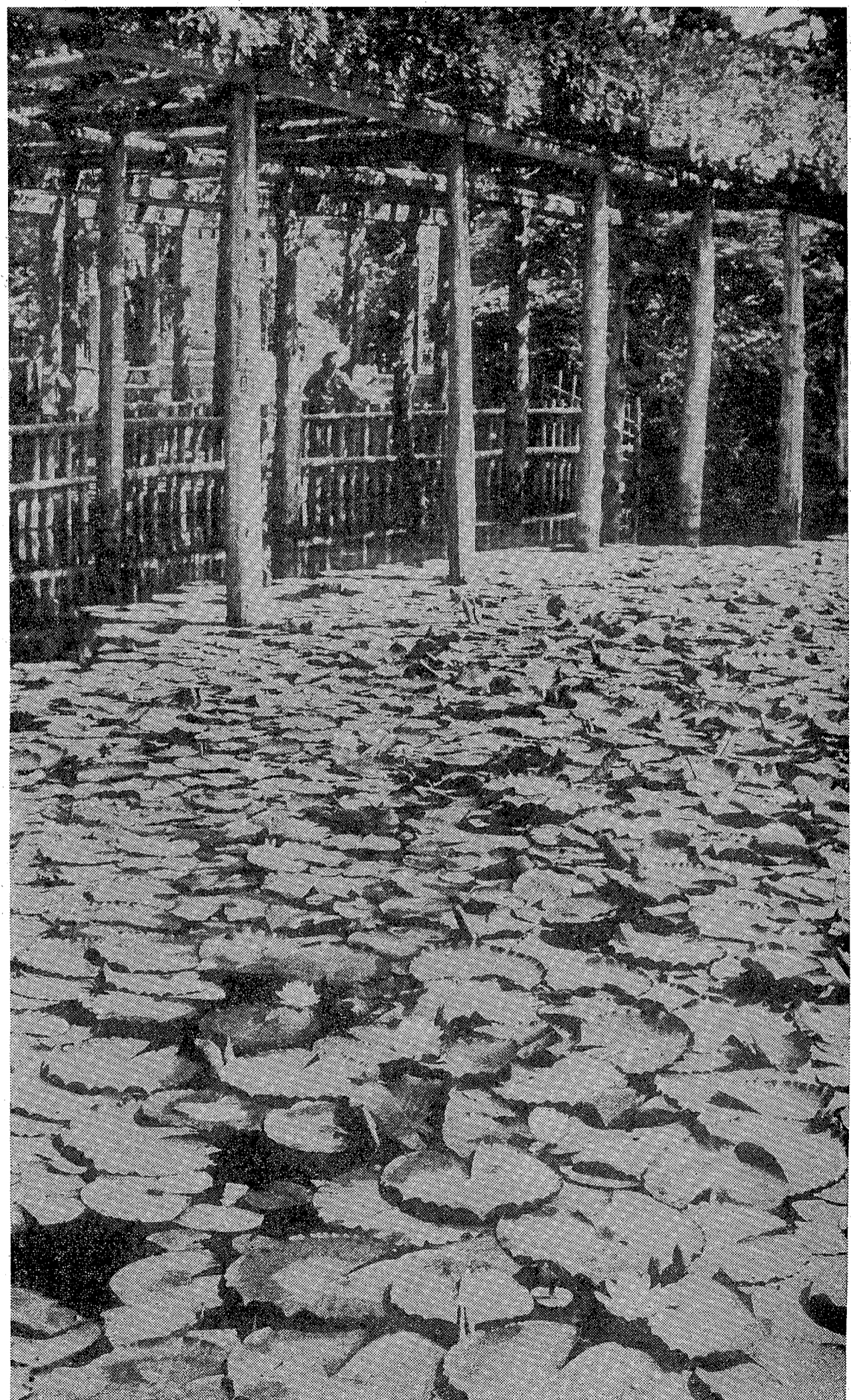


# こしがら



## 広報



| 越谷市の人口                  |          |        |
|-------------------------|----------|--------|
| (昭和52年5月1日現在)<br>住民基本台帳 |          |        |
|                         |          | 前月比    |
| 総人口                     | 20万3790人 | 933人増  |
| 男                       | 10万2857人 | 445人増  |
| 女                       | 10万 933人 | 488人増  |
| 世帯数                     | 5万8510世帯 | 313世帯増 |

### 朝つゆにぬれて...

新緑に萌える久伊豆神社境内の池には、いま白いすいれんの花が朝つゆにぬれて夢のように咲いています。夜は花を閉じているのでこの名があり、また未(ひつじ)の刻(午後2時)からつぼみはじめるといわれ、未草(ひつじぐさ)の別名もあります。夏の水草として観賞されるほか、いけ花として水盤にいけられるすいれんは、大きなまると葉を水面いっぱいにしきつめ、訪ずれる市民の目を楽ませています。

### 猪突猛進

(77)

新しく越谷市開発指導要綱を実施してから、六月一日でちょうど編三周年目を迎えました。

過去、不動産業者などの勝手気ままな乱開発によって、市内のいたるところがスプロール化し、そこに住まわされた人々も、住環境の劣悪さなど、毎日泣かされてきました。市ではその解決のために、大切な市

民の税金のほとんどを、乱開発の後始末や人口急増の対策として使わざるを得ませんでした。

ですから、前から任んでいた市民は毎年毎年きちんと税金を納めていても少しも還元されず、業者のお金もうけの後始末のために納めているようなものでした。

『秩序ある整然としたまちづくり』に市民の皆さんにも、業者にも協力していただくために制定したのが、開発指導要綱ですが、一方、結果的に起きるであろう行政の矛盾も不公平を無く

### 越谷に開発指導要綱は

#### 不可欠のもの

市長 黒田重晴

し、今まで(昭和四十九年一月二日時点のこと)任んでいた市民が納める税金は、なるべくその方々のために使用し、新しく越谷市民になる方や、越谷

いかなる機会に崩れてきました。まず自分の頭の上のハエを追うことを中心とした、防衛的、越谷中心主義的なこの越谷市開発指導要綱は、い

どんな批判も妨害も恐れず、三年の間要綱を推進してきました。

最近市内を歩くと、新しい開発指導要綱を実施してから出来た住宅街と、それ以前の住宅街とは、一目でわかります。

よいまちづくりのために、積極的な企画整理事業が必要で、市では懸命に努力をしています。

開発指導要綱の実施が私が一番悩んでいたのは、すでに家が建ち並んだところの整備の問題です。建て売りの住宅を売って十年、十五年になつた方は、家が古くなつたり、子供の成長とともに手狭になつたなどの理由で、

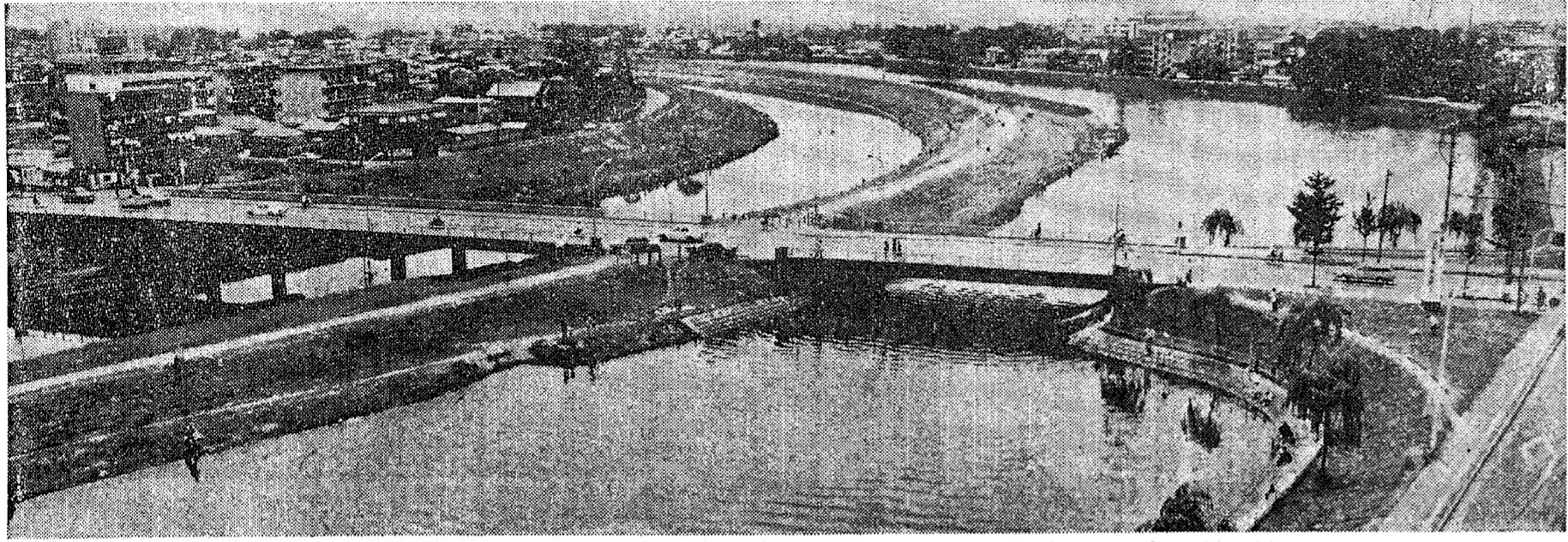
後退して家を建てるように指導しています。

家を広くしたいのに、道路を広くするため土留を採納してしまつと、家が建たなくなつてしまつと、という問題があちこちから出ます。だからといって、前のままの状態を家を建てたらいつになつてもスプロール化は是正されません。

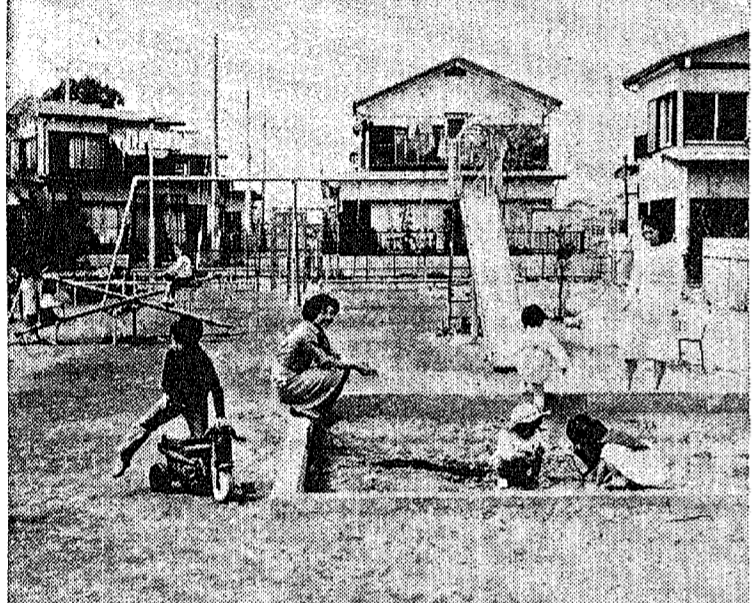
こんな場合、市では他に広い代地を用意して整然としまちづくりの協力をお願いしていますが、個人個人の理由もあり、難題となっています。



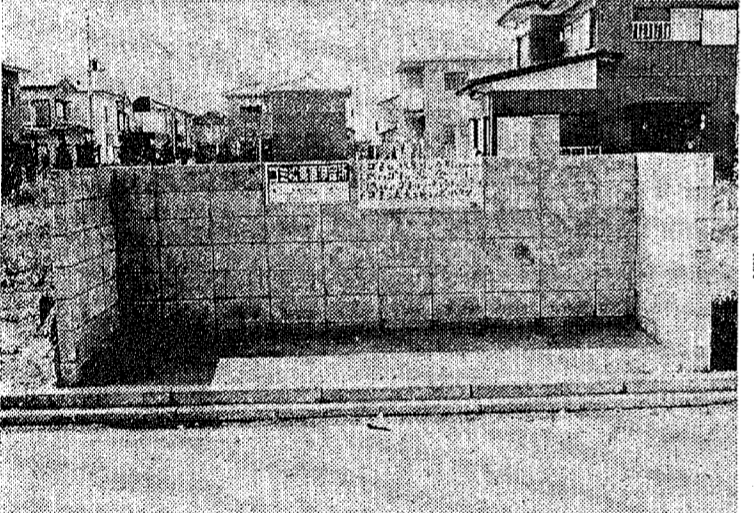




水と緑と太陽にめぐまれた近代的住宅都市をめざして—古くから水郷こしがやと呼ばれ、わたしたちの生活は豊かな水と緑にめぐまれた自然とともに生活が営まれてきました。越谷市は近代的な住宅都市をめざし、豊かな自然を失なうことなく、これを守り育てる市民総ぐるみのまちづくりを推進しています。(市役所屋上から)



公園はチビッ子天国—開発者に公園の確保・整備の協力を求める要綱の実施により、設置された公園は46か所。市街地から緑や子どもの遊び場が少なくなる中で、公園はチビッ子たちの天国となっています。



ごみを出すのもとても楽です—大風快な開発地にはごみ集積所が設けられ、家庭をあずかるお母さんたちに喜ばれています。

# まちづくり

## 実施4年目を

昭和四十九年四月、第一種市営住宅用地として指定された越谷市東部の住宅地。開発が開始されてから4年が経過しました。この間に、市営住宅用地の整備が順調に進んでおり、現在では約1,000戸の住宅が完成しています。また、公園や学校などの公共施設も整備が進んでいます。

### 20万市民の信頼と協力

#### 連帯によるまちづくり

開発が進むにつれて、市民の信頼と協力が不可欠となっています。特に、ごみ処理や防犯対策など、地域全体での取り組みが求められています。また、子育て世代の増加に伴い、公園や学校などの整備も重要な課題となっています。

## 空の通り魔

### 光化学スモッグに注意しましょう!

「空の通り魔」といわれる光化学スモッグ、1年のうちで5月から9月ごろの時期に発生しやすいものです。特に風が弱く朝から夕方にかけての時間帯に発生し、気温が20度以上になるような日は、光化学スモッグの発生が十分予想されます。

このような日には、市役所などに「注意報」などの立看板をみなさんにお知らせします。注意報が出たときは、なるべく外出は避けましょう。また、目やのどが痛むときはすぐに水で洗うなどしてお互いに注意しあって被害を少なくしましょう。

なお、被害を受けた場合には、越谷保健所（電話64-1286）か、市公営課（電話64-2111）までご連絡ください。

---

### 六月定例市議会が開かれます

六月定例市議会が、六月二十一日（土）午後二時から市役所大ホールで開催されます。議程は以下の通りです。

- 議決：六月二十一日議案第一号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第二号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第三号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第四号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第五号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第六号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第七号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第八号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第九号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十一号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十二号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十三号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十四号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十五号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十六号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十七号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十八号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第十九号（議案）
- 議決：六月二十一日議案第二十号（議案）



買い物に行くのも便利になりました—以前は袋状（行き止り）の道路がほとんどでしたが、要綱による通り抜け道路の計画によって2か所の開発地における2本の道路は1本となり、いま道路本来の役割を果たしています。

# へ着実に前進

## むかえる開発指導要綱

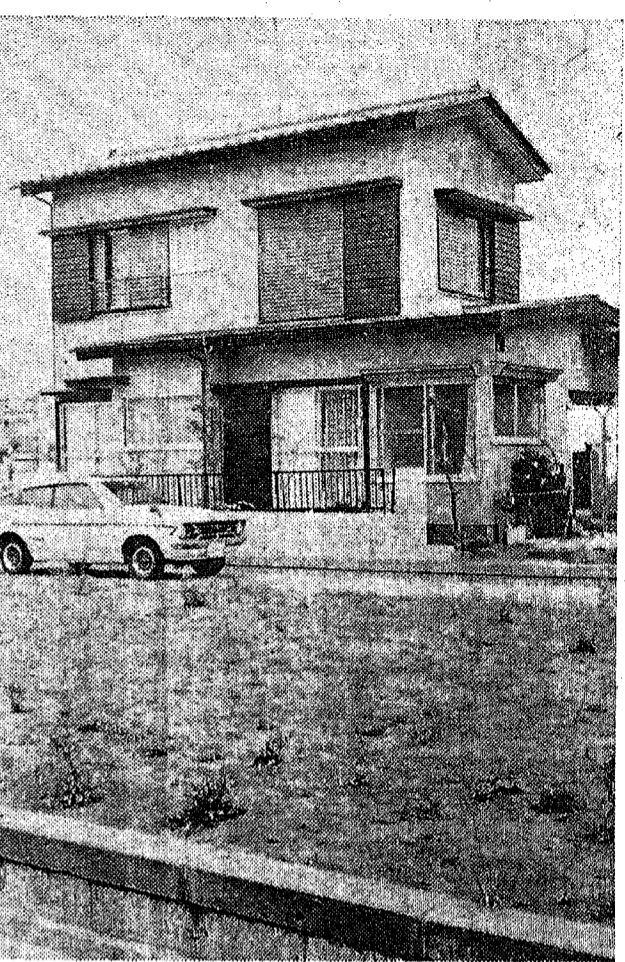
開発指導要綱は、開発地の整備を促進し、市民の生活環境を整えるための重要な役割を果たしています。この要綱は、開発者の責任と市民の権利を両立させることを目指しています。また、環境保護や防災対策などの観点からも、開発地の整備には高い水準を求められています。

### 開発指導要綱の実施から三年

#### 理解と協力を得て着実に前進

##### できる限りの補償に努め

開発指導要綱の実施から三年が経過しました。この間に、開発者の理解と協力を得て、開発地の整備が着実に進んでいます。特に、ごみ処理や防犯対策など、地域全体での取り組みが求められています。また、子育て世代の増加に伴い、公園や学校などの整備も重要な課題となっています。



代替地に第1号の新居完成—開発地は、開発地の整備が完了し、現在では約1,000戸の住宅が完成しています。また、公園や学校などの公共施設も整備が進んでいます。

### 住環境の整備を

#### めざしてスタート

住環境の整備は、市民の生活の質を向上させるための重要な課題です。特に、ごみ処理や防犯対策など、地域全体での取り組みが求められています。また、子育て世代の増加に伴い、公園や学校などの整備も重要な課題となっています。

(昭和49年4月1日～52年3月末日)

| 種別・項目 | 件数     | 面積・金額         |
|-------|--------|---------------|
| 建築確認  | 9,116件 | 191,339㎡      |
| 建築検査  | 326件   | 103,853㎡      |
| 建築検査  | 407件   | 69,906㎡       |
| 道路敷取  | 2,231件 | 11,733㎡       |
| 公園    | 46件    | 2,221㎡        |
| 水防    | 3件     |               |
| 防火    | 62件    |               |
| 消防    | 91件    |               |
| 建設費   | 658件   | 12億9856万2000円 |
| 建設費   | 379件   | 1億8134万8000円  |
| 建設費   | 78件    | 6874万2000円    |
| 建設費   | 387件   | 1億0690万8000円  |

## 生活と健康

### 住

住環境の整備は、市民の生活の質を向上させるための重要な課題です。特に、ごみ処理や防犯対策など、地域全体での取り組みが求められています。また、子育て世代の増加に伴い、公園や学校などの整備も重要な課題となっています。

---

### 衣

衣類の洗濯は、市民の健康を守るための重要な課題です。特に、洗濯機の使用や洗濯物の取り扱いに注意する必要があります。また、洗濯機のメンテナンスも重要なポイントです。

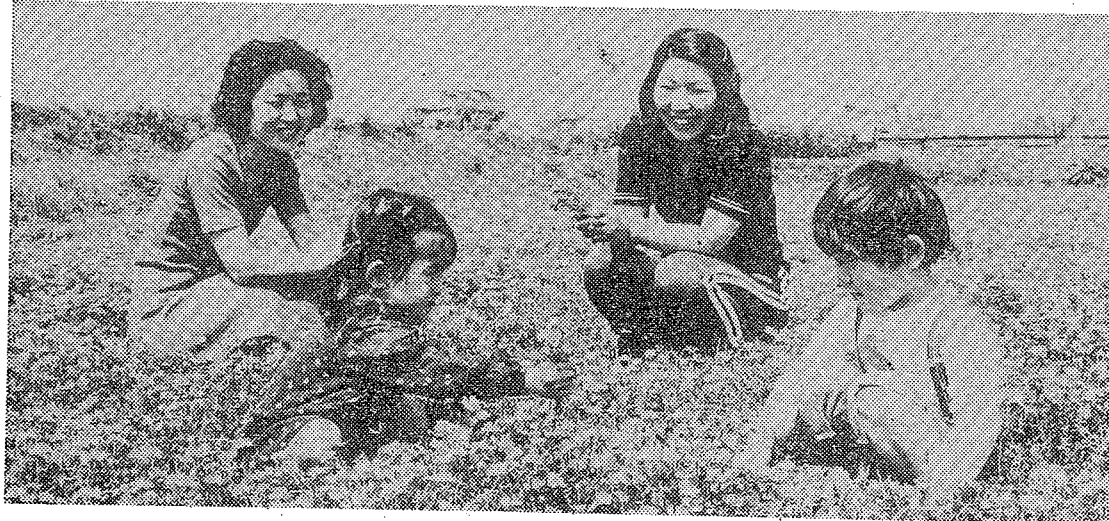
---

### 健康

健康は、市民の生活の質を向上させるための重要な課題です。特に、運動や食生活の改善が重要です。また、定期的な健康診断も重要なポイントです。







# より良い環境を求めて

## 6月5日～11日は環境週間です

6月5日は「世界環境デー」です。これは、1972年6月5日に、世界113か国の代表による初の国連人間環境会議が開かれ、これを記念して定められたものです。わが国でも、この日から1週間を「環境週間」と定め、全国的に環境保全の運動が実施されます。

私たちのまち越谷も、近年の急激な都市化と首都近郊という立地条件により、光化学スモッグや河川の汚れ、その他空地の荒廃やごみの不法投棄などにより、公害の発生や自然の破壊が随所に見受けられます。

6月5日～11日の環境週間に際し、皆さんひとり、ひとりが自然の大切さを再確認され、このような環境破壊を少しでも防止するため、市と地域の皆さんと一体となった運動を推し進めて行きましょう。この週間で、市では次の行事を予定しておりますので、市民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

- △6月5日～11日(市役所1階ロビーにて展示会 午前8時30分～午後5時)
  - ・小中学生のポスター
  - ・市内不法投棄の実態
  - ・ごみ、廃棄物の再利用、リサイクル
  - ・浄化槽に関する相談、工場等に関する公害防止のための融資相談及び浸水住宅改良資金の融資相談、その他植木の即売会も実施
- △6月10日(環境週間記念のつどい…市役所5階大会議室 午後1時30分～5時)
  - ・講演会…産業及び一般廃棄物を含めたごみ問題とその処理並びに再資源化について
  - ・映写会(題名 病める川)

市では、市民の皆さんの健康増進と保養のために、海の家一か所、山の家一か所をそれぞれ開設します。ご家族おそろいでお出かけください。

▲海の家▼  
 ▼千葉県富津市秋生二六〇番地「島野荘」津浜海岸 一部屋四名  
 ▼千葉県安房郡富山町市部一七四番地「橋場屋」岩井海岸 一部屋五名  
 開設期間 七月一日～八月三十一日  
 利用日数 一人一日三日まで

▲山の家▼  
 ▼群馬県吾妻郡中之条町四万温泉「四万のすのぼし」一部屋五名  
 開設期間 七月二十一日～八月三十一日  
 利用日数 一人一日三日まで

※国保被保険者の方は「保険証」を必ず持参してください。なお、この日のみのみの利用日数 一人一日三日まで

| 料金前泊<br>金納一食付 | 海の家   |       | 山の家   |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
|               | 国保    | 一般    | 国保    | 一般    |
| 大人            | 2,400 | 3,000 | 2,000 | 2,600 |
| 子ども           | 2,100 | 2,400 | 1,800 | 2,100 |
| 幼児            | 1,300 | 1,600 | 1,000 | 1,300 |

※大人(中学生以上)、子ども(小学生)、幼児(4歳～就学前)



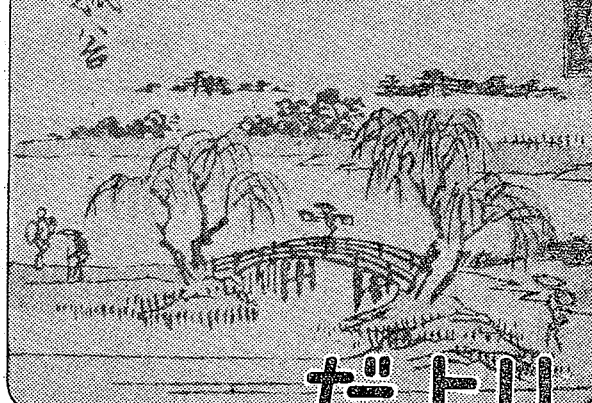
海の家を  
海山の家で楽しむ

申し込みは国保係窓口で  
 海の家 島野荘：六月十六日から(十七日は受付けません)  
 橋場屋：六月十七日から  
 山の家 六月二十日から受け付けを始めています。

△受付時間は午前八時三十分～午後四時まで。電話での受け付けは行いません。

△利用申込みを取消し、または変更する場合は、利用の七日前までに市保険年金課国保係まで連絡ください。  
 電話04-1221-内線三五〇・三五三

# 図書館



## だより

(日光街道・越谷宿の景)

### 第131回経営に関する読書会

とき 6月11日(土) 午後6時  
 ところ 市立図書館資料室  
 主題 (1) 取締役会 (2) 企業規模  
 (3) 多角化の管理  
 テキスト ドラッカー著「抄訳マネジメント」

### 第242回 市民読書会

とき 6月19日(日) 午後2時  
 ところ 福祉会館華道室  
 テキスト 三好京三著「子育てごっこ」(図書館にあります)



巡回日 午後1:30～2:30 午後3:00～4:00

|          |         |                                     |
|----------|---------|-------------------------------------|
| 6月7日(火)  | 平方立野    | 大袋公民館                               |
| 6月8日(水)  | 平方中央    | 大林新生集会所                             |
| 6月9日(木)  | 大里三栄団地  | 弥栄第二公園                              |
| 6月10日(金) | 袋山つつみ団地 | 恩間チサン団地<br>恩間第二チサン団地<br>(3:30～4:10) |
| 6月14日(火) | 蒲生東町集会所 | 大成町みどり団地                            |
| 6月15日(水) | 宮本町五丁目  | 北越谷記念会館                             |
| 6月16日(木) | 蒲生本町    | 大間野四丁目                              |
| 6月17日(金) | 大林会館    | 鷺越自治会                               |

## おしらせのページ



### 青年団員を募集

次代を担う青年に視野と知識を広めていただくため、次のとおり教養講座を開催します。

期間 6月16日～10月6日までの10回(午後6時45分～9時)  
 参加対象 県内在住・在勤の青年  
 資料代 五〇〇円(講師負担)  
 申込み及び問い合わせ先  
 6月14日(火)までに越谷青年の家、市教育委員会社会教育課または市内各公民館(資料代を添えて申し込みください)。  
 詳しくは市社会教育課まで 電話64-1221-内線四〇七

※会場が越谷青年の家または吉川町公民館のときは、越谷市役所西口玄関からマイクパスで送迎します(午後6時30分発)。  
 また会場が八潮市役所の場合は、松原団地(午後6時20分と6時50分発)から送迎します。

### ボーイスカウト 指導者養成講習会

青少年育成に関心のある方、ボーイスカウト隊指導者を希望される方等といたしまして受講出来ますので参加ください。

とき 6月19日(日)  
 午前10時～午後5時  
 ところ 市役所市庁舎会議室  
 資格 18歳以上の男女  
 受講費 五〇〇円(当日受付)  
 持物 筆記用具…筆袋のこと  
 主催 ボーイスカウト埼玉県連盟  
 申込み 市教育委員会社会教育課  
 電話64-1221-内線四〇七

### 6月短歌月例会

集まります。同じ仲間とて活動し、語り合ってみませんか。  
 年齢 16歳～25歳までの青年男女  
 問い合わせ先  
 ・市教育委員会社会教育課 電話64-1221-内線四〇七  
 ・井茂善(青年団長)宅 電話64-14347

とき 6月19日(日) 午後1時から  
 ところ 福祉会館茶室  
 会費 二〇〇円  
 ※新しく入会される方は左記へご連絡ください。

連絡先 越谷市平方一八九二  
 出山光徳宅(電話76-六〇三四)

### さがしています

ふねの持主

漂流している舟を見つけ、持ち主をさがしている方がいます。持ち主または持ち主をさがすの方は市役所までご連絡ください。

物件 網打舟(長さ約3.6メートル)  
 発見場所 市内浦生四丁目西用水夫  
 発見した日 4月18日  
 連絡先 市庶務課庶務係  
 電話64-1221-内線二八

### 人権(法律) 相談所の開設

借地・借家、家庭内のごとく、人権侵害を法律上の問題でお悩みの方はご利用ください。相談についての秘密は守ります。相談は無料です。

とき 6月16日(木)  
 午前10時～午後3時  
 ところ 福祉会館第二会議室  
 相談員 法務省人権擁護委員  
 問い合わせ先 市役所庶務課庶務係  
 電話64-1221-内線三二七

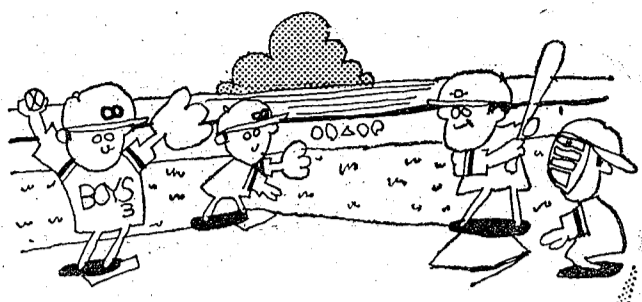
## 現代青年教養講座の 受講生を募集

日程および講座内容

| 回数 | 期日       | 会場     | 講座内容               | 講師              |
|----|----------|--------|--------------------|-----------------|
| 1  | 6月16日(木) | 越谷青年の家 | 青年の生きがい            | 流通経済大学教授 渡辺 博   |
| 2  | 6月23日(木) | 越谷青年の家 | 恋愛と結婚              | 国立社会教育研修所 俵谷 正樹 |
| 3  | 6月30日(木) | 越谷青年の家 | 私の人生観              | 作家 佐木 隆三        |
| 4  | 7月7日(木)  | 八潮市役所  | これからの国際経済とくらし      | 未定              |
| 5  | 7月21日(木) | 越谷青年の家 | 青年と国際理解(外国留学生との対話) | 留学青年            |
| 6  | 9月7日(水)  | 三郷市公民館 | ユーモアと人生            | 漫画家 岡部 冬彦       |
| 7  | 9月14日(水) | 越谷青年の家 | くらしと感法             | 未定              |
| 8  | 9月21日(水) | 越谷市役所  | 青年と文学              | 文芸埼玉選者 秋谷 豊     |
| 9  | 9月28日(水) | 吉川町公民館 | 歴史のうらおもて           | 時代考証家 稲垣 史生     |
| 10 | 10月5日(水) | 越谷市役所  | 上手な聞き方話し方          | 未定              |

# 児童手当

## 現況届けの提出を



児童手当は、家庭のしあわせと次代の社会をなう児童の健全な育成に役立てていただくために支給されるものです。

受給者の方は毎年6月1日現在の状況について「児童手当現況届け」を必ず提出しなければなりません。この届けは、受給者が今年6月から引続き児童手当を受け取ることが出来るかを決定する大切な届けです。

提出期間 6月1日(水)～6月30日(木)……ただし、土曜日午後と日曜日は除く

提出先 市役所一階社会課  
 持参するもの 印鑑・健康保険証・年金証書(厚生・国民年金等)・現況届け(郵送されている方は記入のうえ持参してください)

51年分所得限度額

| 扶養人数 | 所得 (限度額)   |
|------|------------|
| 0人   | 2,226,000円 |
| 1人   | 2,486,000円 |
| 2人   | 2,746,000円 |
| 3人   | 3,006,000円 |
| 4人   | 3,266,000円 |
| 5人   | 3,526,000円 |

※上記の所得に8万円を加えた額

問合せ先 市社会課社会係  
 電話 64-2111 内線 九三〇〇

# 市史編さんだより (209)

## 新方村の選挙広報 (その1)

近く参議院議員の選挙が行われる。間もなく熱気をおびた選挙戦が町中にくらりおぼれ、国政参加への機会として人びとの関心がかたてられようとしている。

ところで現在の選挙制度は昔からのものでなく戦後の所産である。もっとも大正十四年普通選挙法が公布され

直接国選納人者けに与えられていた選挙権は、納税に關係なく一般成人男子に与えられた。しかしこのときは婦人の参政権は認められなかったばかりか、政府をはじめ行政諸機関の選挙干渉で、自由な選挙はいちじるしく制約されていた。

やがて戦後の昭和二十年十月、連合軍総司令部の民主化指令に基づき、選挙法の改正も行われ、まず婦人の参政権が認められた。ついで二十一年九月府・県・市・町・村制の改正が公布され、住民の直接選挙の範囲は、従来任命制であった都道府県及び市町村の首長にまで拡大された。同時に行政機関が行なっていた選挙の管理は、行政機関から切り離されて、選挙管理委員会が行うことと定められた。続いて二十二年一月、貴族院が廃止され、これに代って参議院議員選挙法が制定公布された。こうして同年四月、都道府県市町村の首長及び議員、参議院、衆議院の議員第一回総選挙が一せいに施行された。

しかし新選挙法に基づき、はじめての選挙であっただけに、その選挙方法その他で婦人をはじめ多くの住民は戸惑いを感じていたのが実情である。こ

## 幼稚園児をお持ちの方に 就園奨励費を支給

幼稚園に、4歳児及び5歳児(今年4月1日現在の満年齢)を通園させている方で、次に該当する方は規定の就園奨励費が支給されます。就園奨励費を希望される方は、お早目に手続きをしてください。

〈支給の対象〉

- (1)本年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯
- (2)本年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯
- (3)本年度に納付すべき市民税の所得割課税額が5,000円以下となる世帯
- (4)本年度に納付すべき市民税の所得割課税額が5,000円を超え、1万円以下となる世帯
- (5)本年度に納付すべき市民税の所得割課税額が1万円を超え、3万5,000円以下となる世帯

〈減免される金額〉

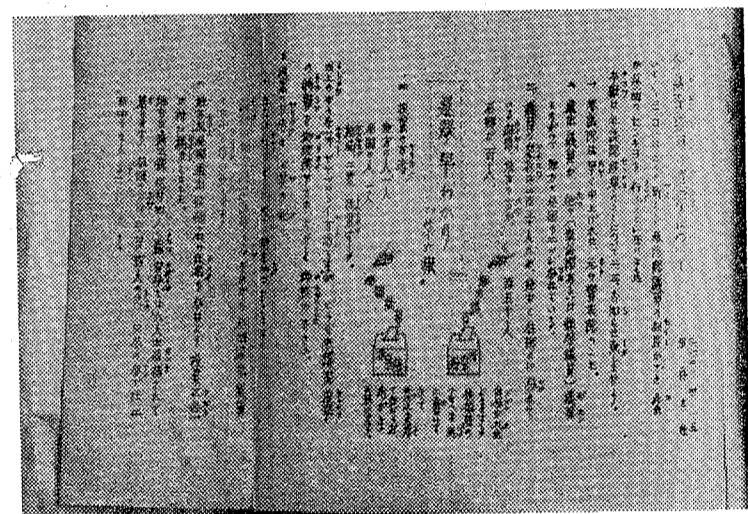
- (1)に該当の方は年額5万円
- (2)については年額4万円
- (3)については年額27,000円
- (4)については年額2万円
- (5)については年額7,000円の範囲内で減免されます。

〈手続方法〉

希望される方は、申込用紙(市教育委員会総務課または各幼稚園にあります)に必要事項を記入のうえ、6月30日までに各幼稚園に提出してください。なお、申込用紙には市民税の課税証明欄がありますので、必ず市役所市民税課で証明をいただいでください。

ただし、生活保護を受けている方については福祉事務所の証明書を添付してください。

問合せ先 市教育委員会総務課  
 電話 64-2111 内線 424



写真は新方村の選挙回覧板

ついで選挙日については「四月五日は知事と市町村長、四月十五日の決選投票(いわゆる決選投票)、四月二十日は参議員、四月二十五日は衆議院議員の選挙日である」とその日程を報じていたが、なかなか選挙ラッシュというふうにはなっていない。この四名の委員と四名の補充員によって構成された選挙管理委員会は、多忙をきわめていたようである。

市史編さん室

# おしらせページ

埼玉県登録 標準価格米販売店

品質の保証されたお米 埼玉県登録 小袋詰米穀取扱店

お米はこの看板のある お店で買ひましよう

お米の売買は都道府県知事の許可を受けているお店でなければなりません。この看板のある店で買ひましよう。

| 事業所名          | 住所         | 事業所名 | 住所          |
|---------------|------------|------|-------------|
| 大貫米店 第一営業所    | 向畑1090     | 野米店  | 東小林82-2     |
| 〃 第二営業所       | 弥栄町4-1-138 | 武米店  | 大泊611-11    |
| 福田米店          | 大林662      | 熊米店  | 蒲生2-10-28   |
| 石川米店          | 増林2714     | 木米店  | 蒲生愛宕町13-49  |
| 久保米店          | 西新井1083    | 塚米店  | 蒲生西町2-1-29  |
| 〃 第一営業所       | 蒲生1-2-32   | 島米店  | 恩間679-3     |
| 〃 第二営業所       | 蒲生3-18-32  | 山口米店 | 三野宮384-2    |
| 〃 第三営業所       | 蒲生西町3351-1 | 野米店  | 弥生町7-16     |
| 黒田米穀燃料店 第一営業所 | 瓦首根1-14-6  | 白米店  | 川柳町1-303-4  |
| 〃 第二営業所       | 越ヶ谷1-16-6  | 中米店  | 蒲生東町11-34   |
| 〃 第三営業所       | 越ヶ谷3-5-8   | 山米店  | 神明町1-170-1  |
| 鈴木米店 第一営業所    | 越ヶ谷2-7-9   | 又米店  | 越ヶ谷2-4-25   |
| 〃 第二営業所       | 越ヶ谷3155-1  | 谷米店  | 相模町6-536    |
| 〃 第三営業所       | 越ヶ谷5-4-47  | 田米店  | 袋山313       |
| 場井藤山米店        | 越ヶ谷7-10    | 越米店  | 三野宮337-2    |
| 番深加秋米店        | 越ヶ谷本町3-33  | 村米店  | 大沢1-18-12   |
| 降田米店          | 越ヶ谷5-2-14  | 輪米店  | 大間野町4-136   |
| 石見井米店         | 大沢4-6-9    | 協米店  | 宮本町3-44-2   |
| 中薬野米店         | 蒲生愛宕町13-32 | 同米店  | 大竹160-2     |
| 〃 米店          | 下間久里323    | 組米店  | 蒲生寿町4-9     |
| 〃 米店          | 東小林66-1    | 大袋支店 | 大泊730       |
| 〃 米店          | 上間久里5-2    | 支店   | 七左町1-2235   |
| 〃 米店          | 大沢1-16-12  | 支店   | 大成町1-2335   |
| 〃 米店          | 平方1892-97  | 支店   | 南越谷1-6-29   |
| 〃 米店          | 大房866-7    | 支店   | 南越谷1-3-19   |
| 〃 米店          | 弥十郎125     | 支店   | 弥栄町3-43-122 |
| 〃 米店          | 袋山1453-2   | 支店   | 新川町2-326    |
| 〃 米店          | 北越ヶ谷1-18-7 | 支店   | 大成町7-136    |
| 〃 米店          | 上間久里707    | 支店   | 赤山町1-309-6  |
| 〃 米店          | 増林3589     | 支店   | 大沢2912      |

市長杯 卓球大会を開催

6月12日(日)午前9時から

市立第一体育館

対象 市内在住、在勤、在学の方

種目 一般男女、中学男女、30代・40代の部、各個人戦(一般男女は二回戦、敗者復活戦あり)

参加費 中学生100円、高校生300円、一般400円(ただし会員登録は300円)

申込み及び問合せ先 6月5日(土)までに参加費を添えて左記まで申し込みください。

定員 60名(先着順)

費用 1000円(テキスト代)当日交付いただきます。

持参するもの 筆記用具、履食(26日のみ)

申込及び問合せ先 6月6日(月)から受付します。

市教育委員会社会体育課 電話64-2111 内線四〇七

16ミリ映写機 技術講習会(初級)を開催

視聴覚教材をより多く効果的に活用していただくために、16ミリ映写機技術講習会を開催します。

とき 6月25日(土)午後1時20分～5時

6月26日(日)午前9時～

郵政局では、第16回作文コンクール の作品を募集しています。

応募資格 小学校五年生、中学校三年生

作品課題 「簡易保険」に關係するものまたは自由題

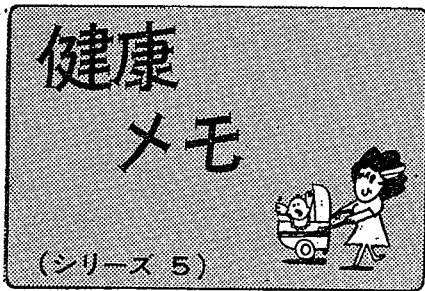
のまは自由題 (四〇〇字詰五枚以内)

募集期間 6月30日(木)まで

問合せ先 越谷郵便局保険窓口 電話741818

簡易保険作文 コンクール





### 小児の頭部外傷 〈その1〉

お子さんが頭を打ったときすぐ泣きましたか？

小児は体にくらべ、頭が大きく、運動量が多い一方、体の動きがまだ十分調和がとれていないため、頭を打つ事が非常に多いものです。

お母さんは、子どもが頭をぶつけた時、そのけががどの程度のものか、何が起こったのか、これから何が起こる可能性があるのかなど分からないために、必要以上に心配し、おそろして病院に連れてくるという事になります。

もっともおとなでも頭の場合、中に脳という重要な器官が入っている事から、実際よりずっと重要視して特に加療の必要のないような、かみいにコソコソと頭をぶつけた程度の軽いものでも大騒ぎをして病院にくる傾向がありますので、無理からぬ話かも知れませんが、私達の脳は、人類が誕生して、100万年前後の間生き残ってきただけあって、やわらかい脳組織を外力から守るために非常にうまくできています。

#### いのちが危険に及ぶ2つの要素

さて頭を打撲した場合、生命に危険が及ぶためには2つの要素があります。

第一には受傷の際、頭にかかる力によって脳が直接傷つけられるという場合、第二には頭が骨という密閉された箱の中で出血したため脳が圧迫されその機能を失うという場合です。

脳に対する損傷がどの程度であるかという事を知る最も簡単でしかも確実な方法は受傷直後の意識の状態です。頭を打撲した時、すぐ泣きだす意識喪失のないものを単純型頭部外傷といわれ、脳に対する外力の影響はほとんどないと考えられます。

傷を受けた後、意識障害があっても6時間以内に明瞭となる場合は、脳震とう型といわれ、この様な脳を調べても軽い浮腫(むくみ)程度で、意識等の変化は認められません。この事から、



子ども達が頭を打ってもすぐ泣き出し、意識がはっきりしている時は、まずは安心と考えると良いわけです。

#### 吐き気のあった場合の注意

しかし、子どもの場合は、内臓の動きをコントロールする自律神経系がまだ十分安定した状態ではないため、時々、吐き気や1~2回の嘔吐を伴う事がありますが、家庭で注意深く、意識状態の変化をみていけば良いと考えられます。

意識が6時間以上障害されている場合は、脳の挫滅などの損傷が考えられますので、入院の上、経過をみると同時に、脳波等の検査で経過を観察する必要があります。

脳波というのは、脳で起こっている電気活動の変化を頭の皮に電極をつけて測定するもので、2ボルトの約1万分の1から4万分の1という微小電位の変化です。

一般の人は脳波というと、何か神秘的な感じでこの検査で脳のすべてが分かるのではないかと考えている傾向があるようです。しかし残念な事に現在の医学では、脳の様な複雑で未知の部分が多い器官を完全にチェックする方法というのは、ないといっても過言ではありません。

脳外科医にとって、頭部外傷の場合、うす暗くした静かな部屋で、頭や耳に15~16本の電線をとっつけ、時間をかけて行う脳波検査と、外来でお母さんに対し、「その時、お子様はすぐ泣きましたか」という簡単な質問で、どっちが重要かときかれたら、疑いもなく後者をとりまします。

今回は頭がけい内に起こる出血や骨折についてお話しいたします。

—越谷市立病院 脳外科—  
※おかあさんの健康メモは切りとってスクラップしておくとお便利です。

### 小児の心臓病専門外来について

—越谷市立病院—

毎週月曜日—診察には予約を

越谷市立病院小児科では、毎週月曜日の午後、子どもの心臓病だけの外来を行っており、専門の医師が診察に当たります。心臓病の診断をはじめ生活指導も行います。どうぞご利用ください。なお外来は予約制となりますので、最初は市立病院小児科の診察時間(8:30~11:00)に来院していただき、診察後に予約していただくことになります。



最近、市内の新築住宅地などをめぐり消防職員とまきらわしい服装をして消防器を押し売りしているセールスマンが増えています。もし火災が起こったときの備えとして、各家庭に消防器が必要なのはもちろんです。購入の際は十分注意して慎重に買うことが大切です。

悪質な消防器の訪問販売は、たとえば、「消防署から点検にきました」とか、「市の防災課の者です」といって、セールスマンが消防器を販売することは絶対にありません。

また、消防器の値段は各メーカーによっても違いますが、ABC粉末消火器(四型)薬剤重・五kgでは約九〇〇〇円前後、ABC粉末消火器(十型)薬剤重・五kgでは約一五〇〇〇円前後です。

消防器売りで不審な場合は、すぐに消防署へご連絡ください。電話40101 越谷市消防署

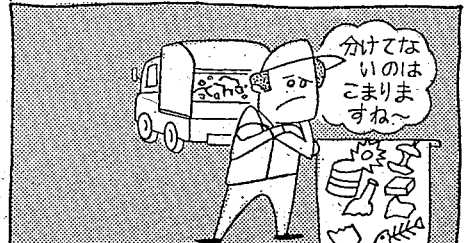


「悪質な消防器の訪問販売に注意！」  
買うときは慎重に！

また、「最近法律が変わり家庭にも消防器を置くことが義務づけられる」とか「お宅の消防器は古くて使えない、新しいものと交換する」など、言葉たくみに売りをかけていることがあります。よかったですから買わないでください。

なお、消防器には多くの種類がありますが、一般的には次のものがあります。

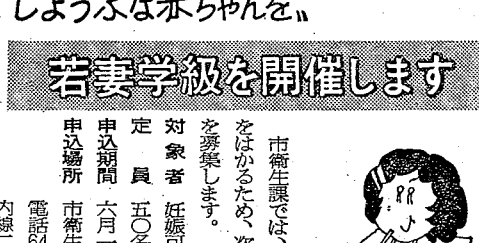
- ①粉末消火器(ABC型、BC型) 五年に一回の精査点検
- ②泡消火器 薬剤は一年ごとに補充し、精査点検は五年に一回



「じょうぶな赤ちゃんを」  
若妻学級を開催します

市衛生課では、母子の健康保持増進をはかるため、次のとおり若妻学級生を募集します。

対象者 妊娠可能な婦人および妊婦  
定員 五〇名(先着順)  
申込期間 六月一日~六月十五日  
申込場所 市衛生課予防衛生係  
電話 64-1111  
内線 2543-256



※電話は、午後から係員が不在のため午前中にお願ひします。

六月二十四日(金) 妊娠の生理、妊娠中の保健  
二十七日(月) 妊娠中の栄養  
二十八日(火) 分娩の準備、分娩、産褥期  
二十九日(水) 新生児の保育  
三十日(木) 家族計画

会場 市役所五階第二会議室  
時間 午後二時三十分~三時三十分  
持参するもの 筆記用具、母子健康手帳

「ごみの出し方を守ってください」  
あなたが守らないとみんなが迷惑します。

最近、燃えるごみと燃えないごみが入りまじって出されたり、燃えないごみの収集日に燃えるごみが出されたりしている集荷所があります。これではごみ処理にも支障があるためやむを得ず取り残していかねばなりません。そのため集荷所付近の方に大変迷惑をかけてしまいます。

ごみを出すときは、ごみの分別、出す日をよく守ってくださるようご協力ください。

乳幼児移動健康相談  
増林地区は6月22日に  
乳幼児の健康相談については、五月十五日(土)に開催していただき、一部増林地区が掲載もれとなっていました。次の日程に行いますのでご了承ください。

増林地区  
とき 6月22日(土)午前10時30分~11時  
ところ 増林公民館



あかあさんのページ  
価格調査に  
ご協力ください

「くらしの教室」受講者募集  
春日部消費生活センターでは、私たちが家庭生活に關係する法律を勉強していただくために、「家庭と法律シリーズ」を次のとおり開催します。

新鮮な野菜はいかがですか...  
市内産直! 野菜の「朝市」  
〇6月4日、6月18日 市福祉会館東側道路上(毎月第1、3土曜日、雨天の場合は翌日の日曜日)  
〇6月11日 登戸町児童公園(毎月第2土曜日、雨天の場合は中止)  
時間はいずれも午前8時から8時頃までです。くわしくは農務課業務係まで(電話64-2111 内線544)

春日部消費生活センター案内

| 開催日      | 時間          | テーマ         |
|----------|-------------|-------------|
| 6月24日(金) | 13:30~15:30 | 消費者の権利とは    |
| 7月1日(金)  | 13:30~15:30 | 訪問販売等に関する法律 |
| 7月15日(金) | 13:30~15:30 | 相続のしくみ      |
| 7月29日(金) | 10:00~12:00 | 契約の成立と効力    |
| 8月5日(金)  | 10:00~12:00 | 年金制度を知る     |